

紋別市教育大綱の策定にあたって

平成 27 年 11 月 17 日教育委員会事務局

【平成 27 年 8 月 19 日開催第 1 回総合教育会議における論点の整理】

1 大綱の基本理念の設定

【結論】

国の教育振興基本計画、北海道の教育推進計画および本市総合計画を踏まえて策定した「本市教育の基本理念～生きがいと夢を紡ぐ教育」を大綱の基本理念として設定する

- 1) 市の総合計画におけるまちづくりの施策大綱（6つ）の第四番目として「いきいきと学び続けるまちづくり」を掲げ、基本目標を「未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、本市の教育目標に基づき、郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学びつづける意欲を持つ教育を推進します。また、全ての市民がそれぞれのニーズに応じて、自主的な学習活動、スポーツ活動を楽しむことや、地域の個性を生かした豊かな市民文化が創造されるまちづくりを目指します。」としていること。
- 2) 平成 26 年に制定した「紋別市教育の基本理念」は、教育基本法、第 2 期教育振興基本計画「自立・協働・創造」、北海道教育推進計画「自立と共生」ならびに本市総合計画を踏まえ、『生きがいと夢を紡ぐ教育』とし、「これからの時代の地域を支えるのは、そこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本は人づくり」として、教育の目的を設定したものであること。また、「つむぐ・かかわる・はぐくむ・いきる」をキーワードとして、4つの教育目標を設定したこと。
- 3) 「生涯学習推進計画」では、基本理念として、『学び合い、支え合い、社会に生かす個性と多様性あふれる生涯学習の推進を目指して』とし、どのような生涯学習社会の実現を目指すのかを「学ぶ主体」に着目して規定したものであること。
紋別市教育の基本理念および教育目標は、「生涯学習推進計画」の上位概念であること。

2 大綱に掲げる施策の設定

【結論】

国の教育振興基本計画を踏まえつつ、第 5 次本市総合計画の分野別目標、主要施策に沿って施策体系を整理した「紋別市生涯学習推進計画」の実施計画部分を適用するものとする

- 1) 大綱は、国の第 2 期教育振興基本計画を参酌して策定するものであること。
- 2) 大綱は、総合的な施策について、その目標や施策の根源となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではないこと。
- 3) 市の総合計画「第 4 章いきいきと学び続けるまちづくり」において、幼児教育からスポーツ・レクリエーションまでの各分野別目標を設定していること。
- 4) 市の生涯学習推進計画は、国の教育振興基本計画、第 5 次紋別市総合計画に基づき策定し、施策体系を義務教育から芸術文化・スポーツ分野に至る、教育部門の総括的な計画であること。

3 計画の期間の設定

【結論】

国・道の次期計画期間および市長の任期を踏まえ、平成 27 年度から 29 年度までとする

- 1) 参酌すべき国・道の計画期間は平成 29 年度までであり、次期計画は平成 30 年度から開始される予定であること
・国の振興基本計画；H25～29 年度 ・道の推進計画；H25～29 年度
- 2) 市の総合計画は H21～30 年度の 10 ヵ年であること
- 3) 市の生涯学習推進計画は総合計画終期にあわせ H26～30 年度であること
- 4) 市長の任期は H25～29 年度までであること（H29.6.29 まで）

【参考】 他市（オホーツク管内）の大綱策定状況

- 網走市 第 2 回網走市総合教育会議（8 月 20 日開催）において、承認。
北見市 第 2 回北見市教育会議（1 月 16 日開催）において、原案について協議。

紋別市教育大綱

(原案)

平成 27 年 11 月 17 日

紋別市

1 大綱の性格

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

平成26年5月制定の「紋別市の教育目標」において、本市教育の基本理念を「生きがいと夢を紡ぐ教育」と定めています。

「人がまちを創り、まちが人を育てる」、そして「まちづくりは人づくり」です。

地域づくりの基本となる「人づくり」がこれからの持続可能な地域社会づくりに不可欠であり、夢と希望を持つ子ども・挑戦する若者・活力ある社会人・生きがいを通して輝く高齢者といった各世代がそれぞれに輝く「人づくり」を推進するため、人づくりの根幹をなす教育行政施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

2 関連計画等との整理

本市の第5次総合計画における6つのまちづくりのひとつに「第4章いきいきと学び続けるまちづくり」が掲げられており、幼児教育からスポーツ・レクリエーションまで、教育関連全般にかかる分野別目標を定めていることから、これらとの整合を図ります。

また、本市「生涯学習推進計画」は、国の教育振興基本計画、本市第5次総合計画を踏まえて策定し、施策体系を義務教育から芸術文化・スポーツ分野に至る、教育部門の総括的な計画であることから、同推進計画における推進項目及び主な事業を本大綱の「具体的施策」として整理します。

3 大綱の対象期間

国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」や「北海道総合教育大綱（平成27年度～29年度）」を考慮して、この大綱の対象期間についても、平成27年度から29年度までの3年間とします。

本市教育の目指す姿 ～生きがいと夢を紡ぐ教育～

教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、子どもから大人まですべての市民が、生涯にわたって学び続けることができる人づくりを進めます。

これからの時代の地域を支えるのは、そこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。

□子どもたちには、将来にわたって自立できるよう、自ら学び、課題を解決しようとする力・社会を生き抜く力を養う必要があります。

□また、学校・家庭・地域等が協働する中で、多様なかかわり合い・支え合いができる社会の実現を目指す必要があります。

□紋別市は、オホーツクの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と貴重な文化が受け継がれてきました。それぞれの「資源」を理解し、大切にすることで、その「資源」を未来へとしっかり受け継ぐとともに、新たな息吹を創造していく必要があります。

□生命と人権尊重を基盤に、身体的・精神的に良好な状態で、自らの人生をよりよく生きていくことができるよう、健康な人づくりを目指す必要があります。

このため、次の4つの基本方針、8つの分野、23の施策項目を推進します。

1 つむぐ ～人間形成の基礎を培い、健やかに生きる人づくり～

子ども一人一人の「生きる力」を育てるとともに、将来の夢や希望を紡いでいく力を育成します。

2 かかわる ～市民の多様な活動を高める学習機会の充実～

人と人とかかわりを大切にするとともに、学び支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

3 はぐくむ ～芸術・文化活動の推進と歴史文化の継承～

郷土の自然や文化を大切にするとともに、心に潤いを与えてくれる芸術文化を通じて豊かな心を育みます。

4 いきる ～健康づくりとスポーツ活動の推進～

自他の生命を尊重するとともに、心身ともに健康で活力ある人間を育成します。

体 系 図

基本方針1 つむぐ ～人間形成の基礎を培い、健やかに生きる人づくり～

子ども一人一人の「生きる力」を育てるとともに、将来の夢や希望を紡いでいく力を育成します。

分野1 幼児教育

【施策項目1】幼児教育の充実	●子どもの読書活動の推進●幼児教育に関する学習機会の拡充
【施策項目2】家庭教育の充実	●学習情報提供の充実●経済負担の軽減●家庭・地域・関係機関との連携
【施策項目3】時代ニーズに対応した運営支援	●幼保小連携の推進

分野2 義務教育

【施策項目4】教育環境の充実	●学校施設の整備●学校施設の再編・統合●児童生徒の安全対策の充実
【施策項目5】教育内容の充実	●確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成●少数指導の推進●ICT活用などの充実 ●地域に根ざした特色ある教育●教育相談・教職員の研究・研修の充実
【施策項目6】開かれた学校づくり	●特色ある学校づくり
【施策項目7】地域による学校活動への支援	●地域ぐるみで子どもたちの教育支援

分野3 特別支援教育

【施策項目8】教育内容の充実	●特別支援教育の充実●特別支援学校との連携
【施策項目9】地域療育拠点施設の整備	●療育センター及びことばの教室の充実

分野4 高等学校教育等

【施策項目10】高等学校教育の充実	●地域連携交流事業の推進
【施策項目11】専修学校等の振興	●技術向上と人材育成
【施策項目12】奨学資金制度の継続	●就学困難な生徒支援

基本方針2 かかわる ～市民の多様な活動を高める学習機会の充実～

人と人とかかわりを大切にするとともに、学び支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

分野5 生涯学習活動

【施策項目13】生涯学習推進体制の充実	●生涯学習体制の推進
【施策項目14】生涯学習機会の充実	●学習活動の促進●ボランティア指導者の発掘養成●女性の参加機会の充実
【施策項目15】生涯学習施設の整備	●生涯学習施設の整備
【施策項目16】読書機会の充実	●資料の収集と提供●関係団体との連携●環オホーツク文献収集事業

分野6 青少年活動

【施策項目17】青少年活動の促進	●自然体験学習の充実●少年団体や子ども会活動の促進●指導者の育成、研修の促進
【施策項目18】青少年の健全育成	●子どもの居場所づくり●相談体制や有害環境浄化の充実

基本方針3 はぐくむ ～芸術・文化活動の推進と歴史文化の継承～

郷土の自然や文化を大切にするとともに、心に潤いを与えてくれる芸術文化を通じて豊かな心を育みます。

分野7 芸術・文化活動

【施策項目19】芸術・文化活動の推進	●活動環境の充実●鑑賞機会の拡充●団体、担い手の育成
【施策項目20】歴史文化の保存と継承	●文化財の保護・保存と普及●郷土芸能の保存と伝承

基本方針4 いきる ～健康づくりとスポーツ活動の推進～

自他の生命を尊重するとともに、心身ともに健康で活力ある人間を育成します。

分野8 スポーツ・レクリエーション活動

【施策項目21】スポーツ推進体制の充実	●スポーツ推進体制の整備
【施策項目22】スポーツ・レクリエーションの充実	●参加機会の拡充●施設状況や大会状況の情報提供●スポーツ指導者の発掘と養成・活用 ●体育団体及びスポーツ少年団の育成・支援●住民主体のクラブ活動支援 ●冬期間のスポーツ活動の充実
【施策項目23】スポーツのまちづくり推進	●スポーツによる健康づくり推進●スポーツ合宿・イベントの誘致●施設機能の整備充実

基本方針1 つむぐ～人間形成の基礎を培い、健やかに生きる人づくり～

子ども一人一人の「生きる力」を育てるとともに、将来の夢や希望を紡いでいく力を育成します。

分野1 幼児教育

《推進目標》

家庭は、言うまでもなく生活の基盤であり、日常生活の中で家族関係を通じて、乳幼児期から人間愛の基礎や信頼感などが育まれます。また、生涯にわたる人間形成の基礎を養う大切な時期であり、幼稚園・保育所においても家庭や地域の連携を図り、人を思いやる心や命の大切さを身につけるなど、心身ともに健全な発達を促し、一人一人の個性を生かす幼児教育を目指します。

【施策項目1】 幼児教育の充実

◎子育て期にある保護者に対し、子育ての楽しさ、家庭の大切さなどの学習機会の拡充など、様々な情報提供の充実に努めます。

- 子どもの読書活動の推進：ブックスタート事業、ボランティア団体の育成など
- 幼児教育に関する学習機会の拡充：子育て講演会等の開催など

【施策項目2】 家庭教育の充実

◎幼稚園や保育所が家庭や地域社会と一体となり、幼児の健全な成長を促すため、一人一人の個性を伸ばし、自ら活動する意欲や態度を育てる教育に努めます。また、家庭負担の軽減や教職員の研究・研修などの支援に努めます。

- 学習情報提供の充実：家庭教育資料の配布、相談員の配置など
- 経済負担の軽減：幼稚園就園奨励金補助など
- 家庭・地域・関係機関との連携：家庭・地域等との連携による家庭教育の充実など

【施策項目3】 時代ニーズに対応した運営支援

◎幼稚園の保育時間の延長や保育所の基礎的な学習指導の充実のほか、制度の枠組みを超え、時代ニーズに対応する柔軟な施設運営の取組を支援します。

- 幼保小連携の推進：認定子ども園等保健福祉部門との連携促進など

分野2 義務教育

《推進目標》

社会経済の変化に伴い学校教育も様々な課題が増え、全国的に、いじめ、不登校、自殺などの問題が深刻化する中、命の尊さや「生きる力」の大切さが改めてクローズアップされています。変化の激しい社会において、子どもたち一人一人が困難な場面に立ち向かい、自ら学び自ら考える「確かな学力」、他を思いやる「豊かな心」、たくましく生きる「健やかな体」などを育む教育を目指します。

学校、家庭、地域が一体となり、将来を担う子どもたちが志豊かに夢を持ち続け、地域を支え、国際社会で活躍できる生きる力を育成するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体、この3つをバランスよく発達させる「子ども夢UPプラン」の推進を重点的に取り組みます。

【施策項目 4】教育環境の充実

- ◎児童生徒が安心して快適に学ぶことができる教育環境づくりのため、耐震改修など、安全性に配慮した学校施設や設備の計画的な整備に努めます。
- ◎災害発生や不審者侵入などの緊急時に児童生徒が的確な行動をとれるように、日頃から避難訓練や対応方法の指導など安全対策に努めます。また、児童生徒の交通安全教育の充実に努めるとともに、地域住民との連携による通学路の安全対策やパトロールの強化など、登下校時の安全確保を図ります。
 - 学校施設の整備：学校施設・設備の整備など
 - 学校施設の再編・統合：小規模校の再編、施設の複合化など
 - 児童生徒の安全対策の充実：安全対策の充実など

【施策項目 5】教育内容の充実

- ◎基礎・基本の着実な定着を図り、個性や可能性を伸ばす教育課程の充実に努め、学ぶ楽しさや意義を伝えながら、考える力を育む教育に努めます。
- ◎少人数指導によるきめ細かな指導を目指します。
- ◎命を大切にし、他人を思いやり、美しい物や自然に感動する豊かな心を育むとともに、人間性や社会性などの生きる力を育てるため、学校・家庭・地域が一体となり心の教育に取り組みます。
- ◎体力調査等の結果を踏まえ、望ましい生活習慣の定着や食育推進と一体となった体力向上対策に取り組みます。
- ◎非行やいじめ、不登校などに迅速かつ適切に対応するため、教育支援アドバイザー、スクールカウンセラーや適応指導教室などの活用や家庭・地域・関係機関などと連携した相談・指導の充実に努めます。
- ◎クラブ活動や登下校中の通学路の安全確保など、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を設置し、学校運営をみんなで支援します。
- ◎学校・家庭・地域が一体となり、「子ども夢UPプラン」を推進します。
 - 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成：国際理解の推進、キャリア教育の充実、体力づくり及び食育の推進など
 - 少人数指導の推進：小学校学習サポーター事業など
 - ICT活用などの充実：ICT教育の充実など
 - 地域に根ざした特色ある教育：地域の歴史・芸術文化など体験学習の推進など
 - 教育相談・教職員の研究・研修の充実：学校適応指導教室の充実、教員の資質向上による教育活動の充実

【施策項目 6】開かれた学校づくり

- ◎家庭・学校・地域がともに子どもたちを育てていくという視点にたち、関係者の意見を取り入れた学校運営を行うなど開かれた学校づくりに努めます。
 - 特色ある学校づくり：学校評価の充実など

【施策項目 7】地域による学校活動への支援

- ◎地域全体で学校の活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちの教育を推進する「学校支援地域本部事業」の取組を進めます。
 - 地域ぐるみで子どもたちの教育支援：・学校支援地域本部事業の推進など

分野3 特別支援教育

《推進目標》

知的・身体的障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、関係機関と連携した適切な教育を推進し、必要な支援を行います。

【施策項目 8】 教育内容の充実

- ◎ 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、保護者をはじめ福祉、医療、労働等の様々な関係機関との連携・協力のもとに適切な教育的支援を進めます。
- ◎ 障害のある子どもを幼児期から就労まで生涯にわたって支援する観点から個々のニーズを把握して、関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定を進めます。
- ◎ 障害や発達程度に応じた適切な指導を行うため、特別支援学校や療育センターとの連携強化に努めます。
 - 特別支援教育の充実：特別支援教育支援員の配置、個別教育支援計画の策定、特別支援教育推進委員会の充実など
 - 特別支援学校との連携：学校支援団体への支援、事例研究・研修会の開催など

【施策項目 9】 地域療育拠点施設の整備

- ◎ 教育施設の質向上を図るため、療育センターやことばの教室の充実に努めます。
 - 療育センター及びことばの教室の充実：児童生徒の適切な指導体制の充実、言語障害児通級指導教室の充実など

分野4 高等学校教育等

《推進目標》

少子高齢化、情報化、国際化などが進展する中、教育を取り巻く環境は、めまぐるしく変化し、国際間・地域間の競争力が問われる時代になっています。このような状況から、個人の能力や適性に応じた知識や技術を取得することが大切です。将来の自分の夢を持ち日々の学習に意欲的に取り組み、課題を発見し解決していくことができる人材の育成を推進します。

【施策項目 10】 高等学校教育の充実

- ◎ 生徒が自らの在り方、生き方を考え、将来の進路を決定する能力や態度を身につけ、各自の関心・能力・適性に応じた学習を深めるなど、時代に対応した魅力ある学校づくりを支援します。
 - 地域連携交流事業の推進：学校教育活動への支援、各種事業への参画、交流の促進など

【施策項目 11】 専修学校等の振興

- ◎ 教育、文化水準の向上や人材育成のため、地元の教育機関として重要な役割を担う専修学校の振興に努めます。
 - 技術向上と人材育成：専修学校の振興など

【施策項目 12】 奨学資金制度の継続

- ◎ 生徒や保護者のニーズに応じた学校運営を図り、大学・専修学校・高等学校等への奨学資金制度を継続し、経済的に就学が困難な生徒の教育機会の確保に努めます。
 - 就学困難な生徒支援：・奨学資金制度の継続

基本方針2 かかわる ～市民の多様な活動を高める学習機会の充実～

人と人とかかわりを大切にするとともに、学び支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

分野5 生涯学習活動

《推進目標》

「いつでも、どこでも、いつまでも」主体的に学習することができるよう、多様な学習機会、情報などの提供を図り、生涯学習を推進していくことが大切です。

市民が豊かな人生を送るため、生涯にわたる学習活動を支援し、市民一人一人の知性、感性、体力を高めるとともに、活動や学んだことを社会に生かすことができる「まちづくり」を推進していきます。また、めまぐるしく変わっていく現代社会では、それに対応する情報が必要です。生活様式の多様化により、求める情報も幅広く、図書館の学習基地としての機能充実に努めます。

【施策項目 13】生涯学習推進体制の充実

◎ すべての人々が、自ら学び創造でき、市民の学びの成果を適切に評価し活用する、生きがいある学びの環境づくりに努めます。また、各種団体、グループなどの育成や指導者、リーダーの要請を図るなど生涯学習体制の充実に努めます。

●生涯学習体制の推進：生涯学習推進計画の策定及び推進など

【施策項目 14】生涯学習機会の充実

◎ 市民がより充実した生活を送られるよう、学習の成果を発表する機会をつくるなど、学習への関心や意欲の向上を図ります。また、高齢者が自ら健康で生きがいを持ち、豊かな生活を送ることができるよう世代を越えた交流など多様な学習の充実に努めます。

●学習活動の促進：市民大学・公民館講座・ことぶき大学の開催及び充実、自然体験学習の拠点づくりなど

●ボランティア指導者の発掘養成：人材バンク登録の充実と活用など

●女性の参加機会の充実：男女共同参画による参加促進など

【施策項目 15】生涯学習施設の整備

◎ 誰もが快適に利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン化などの整備の推進に努めます。

●生涯学習施設の整備：宿泊体験施設等老朽施設の改修整備など

【施策項目 16】読書機会の充実

◎ めまぐるしく変わっていく現代社会で、市民の多様化する読書ニーズに対応した情報の収集と提供に努めます。

●資料の収集と提供：学校図書館との連携・協力の充実、図書館システムの更新など

●関係団体との連携：図書館関係団体の活動推進、連携など

●環オホーツク文献収集事業：北方地域の自然、民族学関係資料の収集と利用促進など

分野6 青少年活動

《推進目標》

たくましい身体と広い心を育て、「生きる力」を育み、健やかな成長を促すため地域の特性を生かした多様な体験学習機会の提供や地域に積極的に関わる次代のリーダー養成など学校・家庭・地域が連携・協力し、青少年の育成を推進します。

【施策項目 17】 青少年活動の促進

◎ 青少年リーダーの養成研修など青少年団体の自主活動を支援し、団体やグループの育成に努め地域社会の中で社会の一員としての自覚を深めることができるよう社会活動への参加機会の促進に努めます。

- 自然体験学習の充実：自然生活体験学習、各種主催事業の実施など
- 少年団体や子ども会活動の促進：少年団体・子ども会活動の支援、リーダー養成研修会の実施など
- 指導者の育成、研修の促進：ボランティア発掘や研修・活動支援、国際交流の推進など

【施策項目 18】 青少年の健全育成

◎ 放課後における児童の安全な居場所づくりを確保するため、児童館や留守家庭児童園などの充実に努めます。

◎ また、非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭・学校・地域・関係機関と連携し有害環境の浄化や街頭補導を強化するなどして、非行やいじめ、不登校など様々な不安や悩みに対する相談体制の充実に努めます。

- 子どもの居場所づくり：放課後や休日等の子どもの居場所づくりの充実など
- 相談体制や有害環境浄化の充実：青少年相談やいじめ相談などの充実、校外生活指導の実施など

基本方針3 はぐくむ ～芸術・文化活動の推進と歴史文化の継承～

郷土の自然や文化を大切にするとともに、心に潤いを与えてくれる芸術文化を通じて豊かな心を育みます。

分野7 芸術・文化活動

《推進目標》

芸術・文化は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、それ自体が固有の意義と価値を有するものであります。

市民の芸術・文化活動の機会充実と、芸術鑑賞等の文化に触れる機会の充実を図るとともに、団体等の育成や文化財の保護・保存、地域の歴史文化の継承と普及に努めます。

【施策項目 19】 芸術・文化活動の推進

- ◎ 人材、団体情報をはじめイベントや施設等の情報を提供するなど文化活動への支援体制の充実に努め、市民芸術活動等の発表機会の拡充に努めます。
- ◎ さらに、文化施設の機能充実と地域文化の拠点づくりに努めます。
- ◎ 本市にゆかりのある芸術を広く紹介するとともに、優れた音楽家の合宿を誘致するなど市民が芸術・文化に触れる機会の充実に努めます。
- ◎ 地域の特色を生かした様々な芸術・文化活動をより一層推進していくため、人材や団体の育成、支援に努めます。
 - 活動環境の充実：文化施設の機能充実と地域文化の拠点づくりなど
 - 鑑賞機会の拡充：芸術・文化に触れる機会の充実など
 - 団体、担い手の育成：芸術・文化活動を担う人材や団体の育成・支援など

【施策項目 20】 歴史文化の保存と継承

- ◎ 受け継がれてきた地域の貴重な文化財や歴史的建造物などの文化遺産を保護・保存し、郷土学習の場及び観光資源として利活用するなど、市民が親しむ機会の充実と保護意識の普及に努めます。
- ◎ アイヌ民族をはじめとする北方諸民族への理解を深めるため、北方文化と触れ合う機会づくりに努めます。
- ◎ イベントや体験学習・講座を通じ、伝統芸能に接する機会に努め後継者の育成を図り保存・継承を推進します。
 - 文化財の保護・保存と普及：文化財や歴史的建造物などの保護・保存、観光資源としての利活用など
 - 郷土芸能の保存と伝承：伝統芸能に接する機会の充実、伝統文化の保存・継承推進など

基本方針4 いきる ～健康づくりとスポーツ活動の推進

自他の生命を尊重するとともに、心身ともに健康で活力ある人間を育成します。

分野8 スポーツ・レクリエーション活動

《推進目標》

地域における健康で明るい生涯スポーツ社会の実現に向け、だれでもが、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会の拡充に努めます。

スポーツ・レクリエーションの場として、体育施設の整備や学校開放を進め、より一層スポーツを楽しむことができるよう整備、充実を図ります。

【施策項目 21】 スポーツ推進体制の充実

◎ 地域における健康で明るい生涯スポーツ社会の実現に向けて、機会の充実・人材育成・施設整備方針を定め、計画的な推進に努めます。

●スポーツ推進体制の整備：(仮称) スポーツ推進計画の策定及び推進体制の整備など

【施策項目 22】 スポーツ・レクリエーションの充実

◎ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、多様なスポーツ・レクリエーションへの参加機会を得られるようイベントや大会、教室の開催など、スポーツに親しむ機会の拡充に努めます。

◎ 各種大会への参加やスポーツ少年団の活動を支援するなど、NPO法人紋別体育協会を中心に各種団体等の活動促進に努めます。また、スポーツ推進委員などの指導者の育成に努めます。

◎ 多世代・多種目・地域の特徴とする「総合型地域スポーツクラブ」の設置を推進し、地域のスポーツ振興や健康づくり、地域の活性化に努めます。

◎ 寒さに負けない、体力づくりや健康保持のため、冬期間のスポーツ活動として、市営スキー場や市営スケート場、歩くスキー場の利用促進のためスポーツ大会や教室を開催します。

●参加機会の拡充：各種スポーツ大会の開催、ニュースポーツの普及促進など

●施設状況や大会状況の情報提供：広報誌、ホームページによる情報提供の充実など

●スポーツ指導者の発掘と養成・活用：資格取得講習会への参加促進など

●体育団体及びスポーツ少年団の育成・支援：スポーツ大会開催支援など

●住民主体のクラブ活動支援：総合型地域スポーツクラブへの支援など

●冬期間のスポーツ活動の充実：冬場の新しいスポーツ・レクリエーションの発掘と推進など

【施策項目 23】 スポーツのまちづくり推進

◎ スポーツ合宿や全道・全国レベルの大会やスポーツイベント誘致を積極的に推進しスポーツ交流人口の増加、技術の向上や地域の活性化に努めます。

◎ だれでもが便利で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、学校体育施設の開放や体育施設機能の整備充実を努めます。

◎ 各種スポーツ団体や、スポーツクラブ、学校関係者等が相互に連携・協力して健康活動の体制を強化します。

●スポーツによる健康づくり推進：幅広い年齢層にあったスポーツ教室の開催など

●スポーツ合宿・イベントの誘致：スポーツ合宿や全国大会・イベント等の誘致活動の推進など

●施設機能の整備充実：各施設の整備充実と学校体育館開放の拡大など